

1. 策定にあたって（P1、P23）

現状・背景

- ・ 少子高齢化・人口減少の進展
- ・ 社会的孤立・格差の増加、複雑化した問題の増加、住民同士の関わり希薄化
- ・ 社会福祉法の改正（H30.4.1施行）
  - ➔ 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定（地域共生社会の実現）
  - ➔ 包括的な支援体制づくりの努力義務規定
  - ➔ 地域福祉計画が福祉分野の上位計画へ位置づけ

課題・今後取り組むべき事項

- ・ ボランティア等の人材不足、後継者の不在
  - ➔ 地域福祉推進のための人づくり（意識醸成等）
- ・ 住民関係の希薄化による地域の福祉力の脆弱化
  - ➔ みんなで支え合う地域づくり（住民の困りごとの早期発見・解決等）
- ・ 複雑化した課題等を抱える世帯増加への対策
  - ➔ 困っている人を包括的に支援する体制づくり（支援ネットワークの充実等）

策定の視点

- 改正社会福祉法において規定された「我が事・丸ごと」の地域共生社会を実現するため、福祉分野の上位計画としての位置付けや包括的な支援体制の整備を進めます。
- 施策の柱、施策の方向性については、国が示す計画策定ガイドライン及び現計画の進捗状況、市民アンケート等から抽出したニーズを中心に検討し、決定します。
- リーディングプロジェクトについては、包括的な支援体制の整備を進めるために必要な施策を中心に検討します。

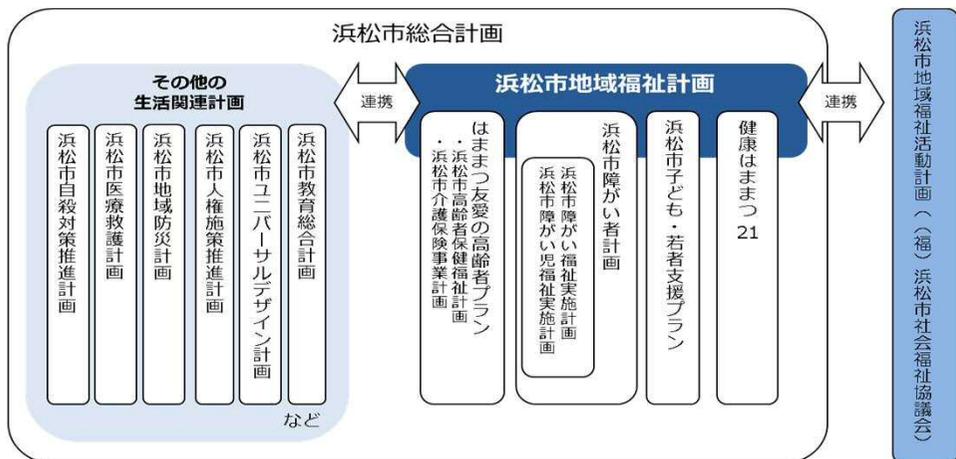
2. 趣旨（P15）

地域福祉計画は、年齢や障がいの有無などに関わりなく、誰もが住みなれた地域で自立し安全・安心に暮らせる地域社会づくりに向け、住民、福祉サービス事業者、ボランティアなど様々な福祉活動の担い手、行政などが連携し、協力して取り組む活動の指針となるものです。（根拠：社会福祉法107条）

3. 位置付け（P15、P16）

本計画は、地域という視点から、保健福祉分野の個別計画に共通した理念、方針、推進方向等を示し、各分野の横断的なつながりを強化するとともに、地域福祉における展開を総合的に推進する役割を担っています。（上位計画として、福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載）

また、あらゆる地域における課題を解決するために、保健福祉分野のみならずその他の生活に関連する計画との連携を図ります。



4. (福) 浜松市社会福祉協議会の役割と市の関わり（P19）

(福) 浜松市社会福祉協議会は、地域福祉推進のための中核的な役割として、市民や民間団体との協働を進め、社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図るため、「地域福祉活動計画」を策定し、市と連携しながら取り組めます。

市は、(福) 浜松市社会福祉協議会の体制基盤整備や、様々な取り組みに対する必要な財政支援をし、強固な連携体制を構築する中で、地域福祉活動の活性化を図ります。

5. 施策体系（P25～）



6. リーディングプロジェクト（P61～）

事業全般を先導していく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、重点的に取り組みます。

取り組み	目的	内容
地区社会福祉協議会への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区社会福祉協議会は、住民主体による地域福祉活動の推進母体として、今後も地域福祉の推進の要となる組織です。</li> <li>・ 地区によって、設立の経緯も活動内容も様々であるため、画一的な活動支援ではなく、それぞれの地域に合ったきめ細やかな支援を行います。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 活動内容の充実に向けた基盤づくり</li> <li>2. 住民に身近な圏域で困りごとを発見・解決できる取り組みの推進</li> <li>3. 住民に身近な相談窓口設置の推進</li> <li>4. 多様な主体（社会福祉法人、企業、NPO法人等）の活動とのマッチング機能の充実</li> </ol>
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区社会福祉協議会などの住民主体の地域福祉活動の活性化や、制度と制度の狭間に課題を抱える問題への個別支援や地域支援の充実</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コミュニティソーシャルワーカーの資質確保、活動環境の整備</li> <li>2. 制度の狭間に課題を抱える問題への個別支援や地域支援の充実</li> <li>3. 各相談支援機関とのネットワークづくりの強化</li> <li>4. 地区社会福祉協議会への活動支援</li> </ol>
多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「相談支援包括化推進員」を配置し、以下の1～5を実施</li> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 解決困難な個別相談への対応</li> <li>2. 相談支援包括化ネットワークの構築</li> <li>3. 相談支援包括化推進会議の開催</li> <li>4. 自主財源の確保のための取り組み</li> <li>5. 新たな社会資源の創出</li> </ol> </ul>